

一般社団法人大阪府トライアスロン協会会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会定款第8条の規定に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 3,500 円

(2) 登録会員

ア 一般会員

(ア) 個人会員 年額 3,500 円

(イ) 団体会員 年額 3,000 円

イ ユース会員 年額 1,500 円

ウ ジュニアユース会員 年額 1,000 円

エ ジュニア会員 年額 500 円

オ 審判会員 年額 2,500 円

(3) 賛助会員 年額一口 10,000 円

(会費の納期)

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年3月末日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規会員は、入会時に納入するものとする。この場合において、納入する会費は、前条各号の金額とする。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年(平成29年)4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。